

会 務 月 報

第327号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第109回 建築士事務所協会全国会長会議議事録

1. 日 時 平成22年3月30日(火) 14:30～16:10

2. 会 場 ホテルアジュール竹芝「天平」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名(内、代理出席:石川会)

4. 出席者

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光

理 事 浅野 善治 上野 浩也 上原 伸一 大野 和男

河野 久 須賀川 勝 野呂 幸一 馬場 鍊成

水谷 達郎 宮原 克平 横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫

群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平

千 葉 荻原 幸雄

東 京 三栖 邦博

神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴

長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄

富 山 近江 吉郎

石 川 桜井 紘一

福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利

愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆

滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也

大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄

奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文

鳥 取 足立 収平

島 根 矢野 敏明

岡 山 貴田 茂

広 島 直井 稔征

山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次

香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫

高 知 西森 敬祐

福 岡 八島 英孝

佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一

熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治

宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也

沖 縄 新城 安雄

事務局

事務局長 恩田 利昭、総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 本澤 宗夫(栃木会会長)

副議長 鈴木 誠一(秋田会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、野呂 敏秋(青森会会長)、

本澤 宗夫(議長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より挨拶があり、引き続き次の事項について協議がなされた。

(1) 協議事項1. 平成22年度事業計画案について

1) 高津専務理事より、第53回通常総会(平成22年度予算総会)議案書に基づき、事業計画作成にあたっての基本方針等について説明がなされた。

2) 上記同議案書に基づき、各常置委員会委員長より平成22年度事業計画案の説明がなされた。

(2) 協議事項2. 平成22年度収支予算案について

1) 北野常務理事より、平成22年度収支予算書(案)説明書に基づき、平成22年度収支予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

協議事項1、2について、議長より諮ったところ、異議なく了承された。

(3) 報告事項1. 平成22年度日事連建築賞募集要項等について

山田美光総務・財務委員長より、日事連建築賞募集要項等について、資料1及び日事連建築賞作品募集リーフレットに基づき説明がなされた。昨年度からの変更点として、応募の増加及び会員増強のため、応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で単位会に入会申請することを条件として応募を認めること、選考委員会委員の交代等が報告された。

(4) 報告事項2. 建築基準法の見直しに関する検討会について

三栖会長及び高津専務理事より、資料2に基づき次の説明がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会の第1回目が3月8日に開催された。同検討会の委員は建築設計関係、学識経験者、行政関係、消費者関係で構成され25名である。今後の予定は、4月末までに3回程度で各委員による意見発表、5月中旬から6月下旬の間に4回程度テーマ別意見交換、夏頃を目途として意見のとりまとめが行われる予定である。日事連は三栖会長が委員として4月1日に意見表明を行う。意見表明の内容は、昨年10月30日に国土交通省に提出した建築基準法等に関する意見についての内容を基に整理した。

(5) 報告事項3. 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書について

高津専務理事より、建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」について、資料3及び報告書に基づき説明がなされた。この事業は国の補助金を受け、今後の建築の質の向

上を図るために、理念や関係者の業務、基本的施策の方向性について採択された団体が各々検討を行うもので日事連も平成21年度に採択されている。報告書は、建築設計制度等対応特別委員会基本法部会が検討し、取りまとめを行ったものだが、途中、昨年12月の全国会長会議で中間取りまとめ案を報告し、その後、単位会等からの意見を踏まえ修正、追加を行って、3月5日に開催された通常理事会で承認を受け、最終的にまとめたものである。日事連としては今後の運動の方向性を示したものである。

(6) 報告事項4. 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

山本茂男全国大会運営特別委員長より、資料4に基づき、平成21年10月9日に開催された第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の事業報告及び収支決算について報告がなされた。

中岡愛媛会会長より、中四国ブロック協議会をはじめ、全国の方の協力・支援により、大会を無事終了できたとの挨拶が述べられた。

(7) 報告事項5. 平成22・23年度の日事連会長候補者の推薦決定について

鈴木誠一ブロック協議会代表者会議座長より、次の趣旨の報告がなされた。

3月12日にブロック協議会代表者会議が開催され、各ブロック協議会から提出された会長候補者の1次推薦書及び2次推薦書が確認された。また、平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法についての内容確認が行われた後、協議の結果、三栖邦博東京会会長を平成22・23年度の会長候補者として推薦することを代表者会議で満場一致で決定した。

(8) 報告事項6. 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

高津専務理事より、住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について資料5により次の趣旨の説明がなされた。

1月及び2月に開催された登録制度運営委員会において、神奈川県に存する建築士事務所及び属する適合証明技術者に対し、当

該適合証明技術者が不適正業務を行ったため1月18日付けで取消し、同日より5年間の再登録禁止処分を行った。また、兵庫県に存する建築士事務所及び属する適合証明技術者に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったこと及び適合証明業務に関する帳簿、関係書類を適切に保管していなかったため2月16日付けで取消し、同日より2年間の再登録禁止処分を行った。なお、残念ながら両事務所とも単位会の会員である。国費・補助金の入る事業でもあるので、不適正業務を行えば損害賠償請求される可能性もある。また不適正業務は制度の根幹、存続にも関わることなので、登録者に対しては住宅レーダー等で情報発信している。各単位会においても適正な業務の実施について周知して頂きたい。

- (9) 報告事項7. 評価・保険付住宅、住宅リフォームについての相談員派遣の協力依頼について
北野常務理事より、資料6に基づき次の説明がなされた。
国交省より、評価・住宅付保険、住宅リフォームについての相談体制を整備するため、これまで住宅紛争審査会にお願いしてきた紛争処理業務に加え、住宅紛争審査会の対象となる住宅(評価住宅・保険付住宅)及び住宅リフォーム工事について相談業務を行うこととなった。これに伴い相談業務に従事する紛争処理委員等の増員の依頼がきている。今後、都道府県の弁護士会から単位会宛相談員の派遣要請があるので、協力して頂きたい。
- (10) 報告事項8. 平成22年度主な会議日程(予定)について
事務局より、資料7に基づき平成22年度の主な会議の予定について報告がなされた。

■平成22年5月常任理事会議事録

1. 日 時 平成22年5月19日(水)13:30～15:50
2. 会 場 日事連会議室
3. 常任理事会構成者数及び出席者数 常任理事会構成者数 15名
出席者数 15名
(内、表決委任状提出者2名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

2010-6 日事連会務月報

会 長 三栖邦博
副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、外木場久雄、
八島英孝
専務理事 高津充良
常務理事 北野芳男
常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光
欠 席 者(表決委任状提出者) 鈴木誠一副会長、
木村 旭常任理事
事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人
三栖邦博会長、本澤宗夫副会長、原田照行常任理事

6. 議事進行役
本澤宗夫副会長

7. 議 事

(1) 協議事項

- 1) 平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について
事務局より、広報・渉外委員会で検討した平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度で12回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちはあなたの夢を創造するパートナーです～」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する形式とする。

協議の結果、資料1の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

- 2) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項及び収支予算について
事務局より、平成22年度に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項及び収支予算について資料2に

よって次の趣旨の説明がなされた。

全国大会実行特別委員会で検討した結果は、平成22年10月1日を開催日とし、帝国ホテルで開催する。大会テーマは「建築士事務所法の制定を目指して」とし、シンポジウムを行う。参加人数は800名を想定し、参加費は12,000円(大会参加費及び記念パーティ参加費込)としている。収支予算は2千60万円となっている。

協議の結果、原案を了承し、資料2を6月通常理事会に提案することを決めた。

3) 日事連業務支援サービスについて

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連業務支援サービスは、平成16年3月1日から本サービス(利用料有償)が開始され、利用者は会員限定とした。本サービスの運用が開始されて以降、平成19年度には、プログラム提供会社から、当サービス形態でのプログラム提供が困難となった旨の申出により、15種類のサービスを終了した。また、平成20年度には利用期間及び回数の利用頻度が少ないソフトウェア14種類について、サービスを終了した。平成22年3月31日現在で725事務所が利用登録をしている。

今般、プログラム提供会社である(株)構造システムより、平成22年4月1日付けで、現在業務支援サービスに提供しているプログラム5種類(DRA-CAD 9、HOUSE-ST1、1次・2次診断パック、HOUSE-DOC、FAP-3)を平成22年11月20日に休止したい旨連絡があった。現在、日事連業務支援サービスは15種類のソフトウェアを提供しているが、使用頻度の高い5種類のプログラムの提供が休止されると、他の4社が提供しているプログラム利用数が少ないため、業務支援サービスとして、維持、運営することは困難である。このため、本年11月20日に本サービスを終了することとしたい。今後の予定としては、常任理事会(5/19)及び通常理事会(6/1)へ提案し、承認を得た後、7月下旬に利用登録者及び他のプログラム提供会社(4社)に対しサービス終了の連絡をし、本年11月20日にサービスを終了することとしたい。なお、サービス終了後の構造システム提供のソフトウェア利用希望者は、kozoStation(構造システムのASPサービス)に新たに利用登録をすることにより、利用できる状況となる。

協議の結果、原案を了承し、資料3を6月通常理事会に提案する

ことを決めた。

4) 第54回通常総会議案について

①平成21年度事業報告案について

事務局より資料4-1、資料4-2のうち第1号議案に該当する平成21年度事業報告案について、会議報告、全体の事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。なお、この事業報告は5月13日の監事3名による監査を経たものである。

協議の結果、原案を了承し、資料4-1及び資料4-2の第1号議案に該当する平成21年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

②平成21年度収支決算案について

事務局より資料4-1、資料4-2のうち第2号議案に該当する平成21年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。なお、この内容は5月11日の公認会計士による監査及び5月13日の監事3名による監査を経たものである。

平成21年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約414万円の増収となり、約3億3,198万円となった。事業活動支出は予算額より約4,972万円の支出減となり、約3億4,392万円となった。予備費支出は発生せず、当期収支差額は約1,193万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約5,873万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約16万円の減収となり、約1,233万円となった。事業活動支出は予算額より約150万円の支出減となり、約1,223万円となった。当期収支差額は約10万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約253万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約86万円の増収となり、約4,294万円となった。事業活動支出は予算額より約386万円の支出減となり、約3,960万円となった。当期収支差額では約334万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約572万円となった。

協議の結果、原案を了承し、資料4-1及び資料4-2の第2号議案に該当する平成21年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

③任期満了に伴う役員改選について

事務局より資料4-1のうち第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選については、前回の役員改選時と同様に理事(同一業界内17名、同一業界外17名)、監事(同一業界内3名)という案である旨の説明がなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料4-1の第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選についての議案書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

5) 第54回通常総会等の日程及び運営について

第54回通常総会等の日程及び運営について資料5により協議がなされた。協議の結果、資料5を6月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成22年6月17日(木) 会場:ホテルグランド東京

11:00～13:15 6月常任理事会

13:30～15:30 第110回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:35 第54回通常総会(平成21年度決算総会)

16:40～17:00 第37回日市政研臨時総会

17:15～19:00 懇親会

6) 平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料6によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料6を6月通常理事会に提案することを決めた。

7) 法律顧問契約について

常務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

住宅金融支援機構の適合証明技術者登録制度の適合証明技術者の不誠実、不適正な行為による登録取消の処分に関して、登録機関として登録規程の解釈について法律専門家の見解を要することが発生していること、また、法定団体としての本連合会は、苦情解決業務への取り組みとして、常時、法律的相談に

協力してもらえる体制が必要であること等のため、日事連の理事で法律の専門家である秋野弁護士が代表社員弁護士である弁護士法人匠総合法律事務所と日事連との間で法律顧問契約を締結し、法律的相談についての体制を整えたい。法律顧問契約等の概要については資料7のとおりであるが、日事連理事職にある者が日事連の顧問弁護士に就任することは、利益相反行為に該当するのではないか、との疑問に対しては、秋野弁護士より資料7により、利益相反行為に該当しない旨の見解が出されているが、このことについては、他の弁護士の見解も確認する。

協議の結果、原案どおり、資料7を6月通常理事会に提案することとした。

8) 6月通常理事会の議題等について

6月通常理事会の議題等について資料8により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料8を6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 建築基準法の見直しに関する検討会について

三栖会長及び専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会の委員は建築設計関係、学識経験者、行政関係、消費者関係で構成された25名である。第1回目が3月8日に開催された以降4月26日までの間に4回開催され、各委員による意見発表が行われた。4月1日に三栖会長が委員の一人として意見書の提出と意見陳述を行った。同検討会の今後の予定は、5月26日、6月11日、6月16日、6月30日にテーマ別に意見交換を行い、7月以降にまとめが行われる予定となっている。また、検討会とは別に建築設計界の意見を共通化できるものについては共通化していくため、建築設計4会で委員等による意見交換会を5月10日に実施しており、今後にも必要な意見交換をして、必要に応じ連携していくことになっている。

2) 平成22・23年度役員候補者について

平成22・23年度役員候補者について資料10によって事務局より報告がなされた。

3) 建築士会CPD制度について

専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

建築士会連合会では、平成22年4月より建築士会CPDを会員外にオープン化した。建築CPD運営会議の情報提供制度(教育普及センターが事務局、以下運営会議CPDという。)との関係では、認定されるプログラムは95%が共通。ただし、運営会議CPDでは対象としていない法定講習と士会の認定教材が建築士会CPDでは対象としている違いがある。受講実績データは建築士会CPDに制度参加時に追加費用を支払うことにより、共通認定されるプログラムについては、双方に受講実績データとして蓄積される。ただし、それぞれの受講実績証明書が必要な場合には申請は別々に行う。受講実績証明書のうち、地方自治体の発注機関の活用状況は工事部門を中心として先行して建築士会CPDを採用しているところが現時点では多く、運営会議CPDを活用しているところは、国を中心としており、発注機関は少ない。これは参加するCPDによって有利不利が生じる課題がある。CPD実績を採用する国、県、市等の発注機関が運営会議CPDを活用するための要望活動が必要であるので、運営会議事務局である建築技術教育普及センターに強く申し入れ、その活動に必要な協力をしていくこととしたいとの説明があり、了承された。

なお、中期的には、建築士事務所協会としてCPD制度の正しい定着を目指してゆく、と教育・情報委員長が発言した。

4) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者等の処分について

事務局より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年5月14日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者大和成行及び当該適合証明技術者が所属する有限会社聖和建築事務所(開設者 多田 貢)に対し、登録規程に基づき処分を行った。処分内容は以下のとおりである。

- ・処分理由については、適合証明技術者・大和成行は、一戸建て住宅(一戸、所在地:滋賀県大津市)の適合証明業務に関し、現地調査において住宅が未完成であることを確認して

いながら、再度の現地調査をせず、技術基準への適合性を確認しないまま適合証明書を発行した。結果として、発行された適合証明書に基づき、未完成の一戸建て住宅に対して独立行政法人住宅金融支援機構が資金実行するに至り、同機構に損害を生じさせた。このことは、登録規程第11条第1項第二号の「不適正な業務」及び同条同項第六号の「住宅金融支援機構に損害を与える行為を行った」ことに該当する。

- ・大和成行に対する処分は、適合証明技術者の登録を平成22年5月18日付けで取消す。平成22年5月18日より5年間の再登録を禁止する。

- ・有限会社聖和建築事務所(開設者 多田 貢)に対する処分は、適合証明業務登録建築士事務所の登録を平成22年5月18日付けで取消す。建築士事務所の開設者に対して平成22年5月18日より5年間の再登録を禁止する。

5) 新医療保険の団体扱いから個人扱いの変更について

事務局より、資料13によって次の主旨の報告がなされた。

新医療保険の団体扱いは保険契約者が20名以上であることが条件となっているが、平成22年3月末現在で18名となったため保険契約者は5月31日に団体契約が解除され個人扱い契約となる。このことにより概ね3%程度保険料が高くなる。団体扱い解除の事務連絡は6月1日に日事連より保険契約者18名に連絡するが、解除後の保険契約者の事務的な処理はAIGエジソン生命が行う。

6) 会員・構成員異動報告

平成22年3月末日及び4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料14の通り。

平成22年3月31日現在 正会員46団体、構成員14,877事務所、賛助会員4社

平成22年4月30日現在 正会員46団体、構成員14,853事務所、賛助会員4社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局より

それぞれ資料15、資料16により報告がなされた。

〈配付資料〉

資料1:平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料2:平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)

実施要項(案)

資料3:日事連業務支援サービスのこれまでの経過概要及び業務

支援サービスの終了について

資料4-1:第54回通常総会議案書(平成21年度決算総会)

資料4-2:平成21年度事業報告・収支決算説明書

資料5:第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長

会議等の日程と運営について

資料6:平成22年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料7:法律顧問契約について

資料8:平成22年6月通常理事会開催通知

資料9:建築基準法の見直しに関する検討会について

資料10:平成22・23年度同一業界内役員候補者

資料11:建築士会CPDのオープン化に伴う課題について

資料12:独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る

適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所

の登録の取消しと再登録禁止の処分通知

資料13:「日事連・新医療保険」の団体扱いから個人扱いの変更

について

資料14:会員・構成員異動報告書

資料15:後援、協賛名義使用の件

資料16:経過報告

■第8回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成22年5月18日(火)15:00～17:05

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治、高橋祥治、大旗 健、
井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事務局 北野常務理事、恩田、前田、松谷

1. 議事

(1)第54回通常総会議案について

1)平成21年度事業報告案について

2010-6 日事連会務月報

事務局より総会の第1号議案に該当する平成21年度事業報告案について、資料1及び資料2の該当項目の内容について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告としては以下の趣旨の説明がなされた。

①平成21年度末の会員・構成員数は46団体で14,877事務所であり、前年度末から構成員数は55事務所増となった。

②平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、平成19年11月の全国会長会議で決定した内容を基に検討、作成を行った。

③従来の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として、定款施行細則を一部変更した。

④平成21年度に指定事務所登録機関に指定を受けた単位会は、北海道会、青森会、秋田会、茨城会、群馬会、千葉会、富山会、石川会、三重会、滋賀会、兵庫会、福岡会、長崎会、熊本市、宮崎会の15単位会であり、これまで28単位会が指定を受けた。

⑤第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)は、大会テーマを「建築に夢、地球に愛」とし、10月9日に記念講演、パネディスカッション、大会式典を行った。単位会参加人数は1,623名であった。

⑥平成21年度年次功労者表彰は、単位会推薦33名の表彰を行った。

⑦平成21年度の日事連建築賞は、183点が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から日事連へ一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の応募がなされた。そのうち、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点、優秀賞7点(一般建築部門4点、小規模建築部門3点)、奨励賞9点(一般建築部門5点、小規模建築部門4点)の受賞作品を決めた。

⑧本会の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、今後、適合証明技術者が現状の登録数(7,185名)及び経費負担率(22%)で推移した場合、平成24年度には財政安定積立預金が無くなり、登録制度の存続が困難な状況である。そのため、「住宅

金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」において、登録料の値上げを行わないで、本登録制度が今後も維持、存続が可能となるよう、適合証明業務登録機関特別会計における支出項目のうち平成9年から見直されていない事務所費、人件費及び登録窓口事務費の負担額の見直しについて提案がなされ、経費負担率の見直し等検討を行った。

⑨労働基準法等の法律改正に則したものにするため、就業規程を一部改正した。

⑩平成24年度に本会の創立50周年を迎えるにあたり、過去の周年事業の開催時期、会場、担当委員会、事業内容及び経費等の確認を行った。

2) 平成21年度収支決算案について

事務局より第2号議案に該当する平成21年度収支決算案について、資料1及び資料2の該当項目の内容について次の趣旨の説明がなされた。

一般会計の事業活動収入は約3億3,198万円、事業活動支出は約3億4,392万円、予備費支出は発生せず、当期収支差額は約1,193万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約5,873万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は約1,233万円、事業活動支出は約1,223万円で当期収支差額は約10万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約253万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は約4,294万円、事業活動支出は約3,960万円となり、当期収支差額は約334万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約572万円となった。

委員から、当期収支差額が赤字の予算建てはいいかなものか、また、旧公益法人会計基準の収支計算書のように、前期繰越収支差額を収入の部に入れた方が分かりやすいのではないかとの意見が出されたが、事務局からは新公益法人会計基準に則って処理している。しかし、次の予算作成の際にはそのような処理も可能か公認会計士等にも相談し、検討する旨回答がなされた。

3) 任期満了に伴う役員改選について

事務局より任期満了に伴う役員改選の件について、資料1の該当項目について以下の説明がなされた。

平成22・23年度の役員選任数について、理事は同一業界内理事17名、同一業界外理事17名とし、監事は同一業界内監事3名とする。

1)から3)の総会議案について協議の結果、全ての原案を了承し、常任理事会に提案することとした。

(2)第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について事務局より、全国大会実行特別委員会で検討した第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項(案)について資料3によって、次の説明がなされた。

- ・大会テーマ「建築士事務所法の制定を目指して」

- ・開催日は平成22年10月1日(金)とし、会場は帝国ホテルとする。

- ・大会行事としてシンポジウム、大会式典、記念パーティー、日事連建築賞受賞作品展示を予定している。

- ・参加費は1名あたり12,000円(大会参加費及び記念パーティー参加費込み)とし、参加者は800名を想定している。但し、日事連建築賞及び功労者表彰受賞者、日事連OBの会会員は別枠とする。

- ・収支予算は大会参加費と大会運営費で2,060万円とする。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

(3)第54回通常総会等の日程及び運営について

第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料4により事務局より説明がなされ、全国会長会議での平成21年度事業報告案についての説明は、常置委員会委員長より行うことを確認した。

(4)法律顧問契約について

常務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

住宅金融支援機構適合証明技術者登録制度の適合証明技術者の不誠実、不適正な行為による登録取消の処分に関して、登録機関として登録規程の解釈について法律専門家の見解を要することが発生していること、また、法定団体としての本連合会は、苦情解決業務への取り組みとして、常時、法律的相談に協力してもらえる体制が必要であること等のため、日事連の理事で法律の専門家である秋野卓生氏が代表社員弁護士である弁護

士法人匠総合法律事務所と日事連との間で法律顧問契約を締結し、常時法的相談に乗ってもらえる体制を整えたい。法律顧問契約等の概要については資料5のとおりであるが、日事連理事職にある者が日事連の顧問弁護士に就任することは、利益相反行為に該当するのではないかと疑問に対しては、秋野弁護士より日事連の顧問弁護士に就任すること自体は、利益相反行為に該当しない旨の見解が出されている。

委員から、第三者の立場にある法律専門家の意見を聞くべきではないかと指摘があり、そのように対応する旨、常務理事より回答がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 新医療保険の団体扱いから個人扱いの変更について

事務局より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

新医療保険は、被保険者が20名以上であることが団体契約の条件となっているが、平成22年3月末現在で18名となったため、5月31日に団体契約が解除され、保険契約者は保険会社との個人契約となる。団体契約から個人契約になることにより、概ね3%程度保険料が高くなる。団体契約扱い解除の事務連絡は6月1日以降に日事連より保険契約者18名に行うが、保険契約者との事務的な処理等はAIGエシヅン生命が行う。

(配付資料)

資料1: 第54回通常総会議案書(案)

資料2: 平成21年度事業報告・収支決算説明書

資料3: 平成22年度第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施要項(案)

資料4: 第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議の日程と運営について

資料5: 法律顧問契約について

資料6: 「日事連・新医療保険」の団体扱いから個人扱いの変更に
ついて

■第9回 業務・技術委員会 議事概要

[日 時] 平成22年4月20日(火) 14:00～16:30

[会 場] 日事連会議室

2010-6 日事連会務月報

[出席者] 委員長: 木村旭 副委員長: 上野浩也

委員: 斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長: 八島英孝

欠席者: 富田賢一

日事連事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1: 平成21年度 業務・技術に関する事業報告(案)

資料2-1: 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針の
講習会実施について(案)

資料2-2: 大地震被災後のボランティア協定締結についての意見交換
関係資料

資料3: 建賠保険等調査専門委員会の報告資料

資料4: 構造技術専門委員会議事録

資料5: 合法木材普及拡大部会関係資料

資料6-1: 第1回建築基準法の見直しに関する検討会(3/8)資料

資料6-2: 第2回建築基準法の見直しに関する検討会(4/1)資料

資料6-3: 第3回建築基準法の見直しに関する検討会(4/15)資料

資料7: 建築確認手続き等の運用改善に係る説明会関係資料

資料8: 住宅金融支援機構の適合証明技術者登録処分関係資料

資料9: 地球温暖化対策会議の最終回報告資料

議 事

1. 協議事項

(1) 平成21年度の業務・技術に関する事業報告について

○資料1により平成21年度の業務・技術に関する事業報告について事務局より説明され、(7)の文言を一部修正の上、これを了承した。

(2) 震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針の講習会の実施について

○資料2-1、2-2により震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針の講習会の継続実施について事務局より説明され、協議した。事務局と防災協会で講習内容を整理し、引き続き協議することとした。おもな意見は以下の通り。

・この講習は平成17年から開催しているが、5年で技術者証の

有効期限が切れる。定期講習化していかないといけない。そのためにはテキストを改訂するか補足的資料を作成するなどの措置が必要である。

- ・被災度区分判定業務には改修、建替など相談的な業務が含まれる。経験が重要なので被災度区分判定講習を受けたからといって務まるのか、管理建築士で十分ではないかという意見もある。

- ・講習会のシステム自体を防災協会と日事連でももう少し詰めないといけない。事務局で問題点を整理し、防災協会と協議する必要がある。

2. 報告事項

(1) 建倍保険等調査専門委員会の検討状況について

○資料3により建倍保険等調査専門委員会の活動状況について事務局より報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・建倍保険の加入については12月～2月までの3か月間に53事務所の増加。加入率は2月末日で24.4パーセント。

- ・住宅瑕疵担保履行法に対応するための特約については住宅瑕疵担保保険法人からの設計事務所への求償の可能性について検討し、保険法人へのヒアリング、保険約款の記載などにより設計事務所への求償の可能性が少ないと考えられることから、他の特約とからめた特約として検討し直す、求償される事例があるか少し様子を見るなどすることとした。

- ・平成22年4月よりパンフレット、約款が改定され、滅失・き損が滅失・破損となるなど専門用語を避け、わかりやすい表現に改められた。

(2) 構造技術専門委員会の報告について

○資料4により構造技術専門委員会の活動状況が事務局より報告された。建築基準法施行規則の一部を改正する省令案等のパブリックコメントへの意見提出の報告、外部委員会の検討状況の報告、限界耐力の講習会の報告などが行われた旨、説明された。

(3) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」の報告について

○資料9により3/15に行われた地球温暖化対策会議の最終回についての報告が八島業務・技術担当副会長よりなされた。おも

な内容は以下のとおり。

- ・最終的な成果品は3月に仙台で開催されたシンポジウムと提言書の作成配布。今後の課題はアクションプランの作成。次年度以降も建築学会内に委員会を設置し検討を継続する予定。

(4) 合法木材普及拡大部会の報告について

○富田委員は本日は欠席であるが富田委員より資料5の第3回合法木材普及拡大部会議事録とパンフレットの資料が送付された旨、事務局より報告された。第3回部会ではおもに平成21年度の報告がなされたことが説明された。

(5) 建築基準法の見直しに関する検討会について

○資料6-1～6-3により「建築基準法の見なおしに関する検討会」の状況が事務局より報告された。おもな内容は以下のとおり。

- ・国交省では建築基準法等に関するヒアリングを行い、省令・告示等の改正で対応できるものについては建築確認手続き等の運用改善の方針を1/22に公表し、建築基準法施行規則および関係告示の改正を3月29日に行った。検討会では法改正が必要な部分について、①構造計算適合性判定制度の対象範囲、②建築確認審査に係る法定期間、③厳罰化、④その他の4つのテーマに沿って検討する。

- ・第2～4回までは各委員による意見発表を行い、以後は各テーマ別に意見交換を行う。今夏頃までに意見をまとめ法改正の準備に入る予定。

- ・日事連からは三栖会長が委員として出席し、第2回の検討会で資料6-2、P. 12の意見を述べた。

- ・設計者側、消費者側で立場の違いがあり、消費者側弁護士からは確認審査は厳格に行うべきとの意見も出されている。

(6) 建築確認手続き等の運用改善に係る説明会について

○資料7により建築確認手続き等の運用改善に係る説明会の報告と都道府県別講習会の実施について事務局より説明された。おもな内容は以下のとおり。

- ・4/16に国交省の「建築確認手続き等の運用改善に係る説明会」が開催され、ヒアリングを行った団体向けに建築確認手続き等の運用改善に係る都道府県別講習会の開催と運用改善の内容

についての説明が行われた。

・都道府県別講習会は4/26より全国で103回開催され、参加費は無料。申し込みは国交省のホームページより行う。テキストは「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」一般建築物用および小規模建築物用(木造住宅等)の2冊。小規模建築物用(木造住宅等)では既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置についても解説されている。

・日事連では一般建築物用を会員全員に行き渡りよう手配している。

・施行規則・関係告示の改正は6/1に施行され、申請図書に係る規定は6/1以降に確認申請を行うものに対して適用される。

(7)住宅金融支援機構の適合証明技術者登録制度の適正化について

○資料8により住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者および登録建築士事務所において不適正な業務が行われ、登録取り消しの処分がなされた旨、事務局より報告された。今後は件数の多い事務所についての立ち入り調査、登録規程の改正を行うなどして厳格に対処していきたい旨、説明された。

(8)その他

○本委員会は第9回委員会をもって終了し、平成22年度よりあらたに委員を改選して再開することとする。

以上

■独立行政法人 住宅金融支援機構適合証明業務 登録制度運営委員会 議事概要

日 時 平成22年5月14日(金)10:30～12:10

会 場 日事連会議室

出席者 運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構 理事 合田 純一

委 員 国土交通省 住宅局建築指導課長 金井 昭典

代理出席:同課 課長補佐 遠山 明

〃 国土交通省 住宅局総務課

民間事業支援調整室長 瀬口 芳広

代理出席:同室証券化支援対策官 長谷川 貴彦

2010-6 日事連会務月報

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室長 鈴木 一史

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査管理グループ長 城野 敏江

〃 住宅金融支援機構 業務推進部

業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也

代理出席:同部企画調整課主任 榎 利香

〃 (社)日本建築士事務所協会連合会 会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会 専務理事 山中 保教

代理出席:常務理事 上口 隆

アドバイザー 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室検査管理グループ

推進役 藤野晶成

日事連事務局

専務理事 高津充良 常務理事 北野芳男

事務局長 恩田利昭 業務課長 鈴木雅之

総務課長 前田敏明 総務係長 千浜民子

〈提出資料〉

資料1-1 平成21年度適合証明業務登録機関事業報告(案)

資料1-2 平成21年度収支計算書(案)

資料2-1 適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所
に対する処分について(案)

資料2-2 適合証明技術者の処分に係る事案の経緯等

資料2-3 適合証明業務登録建築士事務所の概要について

資料2-4 登録処分スケジュール(案)

資料2-5 処分事実の公表内容について(案)

資料3-1 登録規程の改正要旨(案)

資料3-2 登録規程の新旧対照表(案)

資料3-3 登録規程改正(案)

資料4 登録取消しを行った適合証明技術者に係る物件の
調査状況等について

資料5 平成22年度適合証明技術者の新規・更新登録の案内
書(案)

資料6-1 フラット35(中古住宅)適合証明書の交付実績[平成21年度]

資料6-2 適合証明技術者の適合証明書交付実績(上位30名)

[平成21年度]

参考資料1 処分事例一覧(平成17年度以降)

参考資料2 適合証明技術者に係る業務調査の実施方針(案)

参考資料3 再発防止措置の実施状況について

参考資料4 前回2/12の運営委員会議事概要

協議事項

1. 平成21年度適合証明業務登録機関事業報告及び収支決算について

平成21年度適合証明業務登録機関事業報告及び収支決算について、日事連事務局より資料1及び資料2に基づき説明がなされた。

○審議の結果、原案(資料1、資料2)のとおり承認した。

2. 適合証明技術者の不適正な行為による処分及び処分事実の公表について

大阪府で登録している適合証明技術者が住宅金融支援機構の技術基準への適合性を確認しないまま適合証明書を発行したことが判明し、その処分内容について日事連事務局より資料2-1に基づき説明がなされた。

これまでの調査の経緯及び処分理由の詳細については、住宅金融支援機構・審査部より資料2-2に基づき説明がなされた。

また、今後のスケジュール及び処分事実の公表について日事連事務局より資料2-4、2-5に基づき説明がなされた。

○事実関係を確認し、審議の結果、原案のとおり処分内容を承認し、処分事実の公表も原案に基づいて行うことを承認した。

3. 登録規程の改正について

登録規程改正案について、日事連事務局より資料3-1、3-2、3-3に基づき概略説明がなされた。

[質疑]

・改正の周知はどのように行うか。

①規程に基づき厳格に業務を行うことの文書(前文)、②改正要旨及び③規程全文の3点を適合証明技術者支援情報ホームページに掲載し、登録者へ5月末までに改正された旨を通知する。また、適合証明業務の実績のある登録者には、前記3点を印刷し郵送する。

その他、7/12より新規・更新登録の受付を行う際に、登録申請書に6/1施行の登録規程を遵守することを更新者が了解する旨の文言を入れることにする。

・資料3-3の8頁に登録規程の本文と切り離して、別に定めるところとされている規程が書かれているが、別に定める規程は何処(誰)が定めているのか。

登録規程は登録機関が定めることとしており、別に定めている登録有効期間等は2年ごとに新規・更新登録の受付をする際に年月日等を変えられるように運用上やりやすいように登録機関が別に定めている。

○審議の結果、原案のとおり改正することを承認した。

その他の事項

4. 登録の取消しを行った適合証明技術者に係る物件の調査状況等について

今年1月に登録の取消しを行った適合証明技術者が係わった物件について、調査状況を住宅金融支援機構・審査部より資料4に基づき報告がなされた。

5. 平成22年度適合証明技術者の新規・更新登録の案内書について 適合証明技術者の案内書(案)について、日事連事務局より資料5に基づき報告がなされた。

今年度の登録受付は、当案内書に基づき広報していくこととする。

6. その他

・平成21年度の適合証明書の交付実績について、住宅金融支援機構・審査部より資料6-1、6-2に基づき報告がなされた。

・適合証明技術者に係る業務調査の実施方針及び再発防止措置の実施状況について、日事連事務局より参考資料2、参考資料3に基づき報告がなされた。

以上

日事政研では、平成21年8月の衆院選に伴う政権交代を踏まえ、同年11月30日の役員会におきまして、日事連の施策の支援を推進するためには、政権与党たる民主党との関係構築を推進していくことに、自民党及び同建築設計議員連盟とも良好な関係を保っていく旨の基本方針を決定し、民主党議員による議員連盟の設立も視野に入れ、民主党との定期的な意見交換の場を設けていくことを決めました。

上記方針に基づき、かねてより日事政研と関係があり、以前には自民党の建築設計議員連盟にも所属していた前田武志参議院議員(民主党常任幹事会議長)を中心に、民主党本部や細野豪志副幹事長(当時)等とも接触し、両者の関係の構築推進を目指し、前田議員を核とした今後の民主党議員との意見交換のあり方等について、協議を重ねてきたところです。

こうした状況を踏まえ、これまでに、民主党並びに前田武志議員等との間で、以下の活動を行いましたので、ご報告申し上げます。

■前田武志参議院議員との政策協定の締結及び推薦状の交付

日事政研では、本年7月に実施予定の参議院議員選挙に向けて、去る4月15日、民主党の前田武志参議院議員・党常任幹事会議長(次期参院選全国比例代表候補)と政策協定を締結・調印するとともに、前田議員に対し推薦状を交付しました。

日事政研として、前田議員を同参院選における全国比例代表候補として推薦し、その当選に向けた支援活動に取り組むとともに、前田議員は、この協定書で合意した協定内容を民主党と連絡調整を図りつつ、国政への反映に努めていくことを合意したものです。

具体的な協定内容(概略)としては、①建築士事務所の業務の適正化と健全な発展を図ることで、安全・安心で質の高い建築物の供給が図られる環境づくりに努める(基本理念)、②建築設計監理に関する業法(建築士事務所法)の制定、③設備等の専門分野の資格

者制度の創設、④建築確認制度の効率化・合理化の促進、の4点です。

なお、この調印式・交付式の間では、改めて日事政研として前田議員を支援すること、及び前田議員は民主党との連携・調整を図りつつ、協定内容の国政への反映に努めること等を相互に確認し合い、両者の結びつきを強化していくことで一致いたしました。

■民主党関係議員との第1回懇談会の開催

日事政研並びに日事連では、去る3月31日、日事政研幹部(日事連正副会長)と民主党の前田武志参議院議員・党常任幹事会議長をはじめとする有志議員(8名)との間で、第1回懇談会を開催いたしました。

これは、政権与党である民主党との関係構築を推進し、日事連の諸施策の実現を図っていくとの基本方針に基づき、民主党の建築政策等に関係の深い議員との間で、これまでの制度改正に係る経緯や建築基準法に対する基本的な考え方等について理解を求めるとともに、その内容等について意見交換を行ったものです。

この懇談会では、冒頭、三栖会長より、これまでの建築基準法・建築士法等の制度改正に係る経緯や、それに対する日事連の要望等について概要説明を行った後、主に建築確認制度の状況をはじめ、建築基準法に対する考え方、業法の必要性等について意見交換を行いました。

民主党議員からは、両者の間で十分に意思の疎通を図り、より良き建築基準法・建築士法の方向性等を検討し、そしてまた、事務所協会の要望等についても、我々として、しっかりと勉強をさせていただきたい旨の見解が示されるとともに、併せて、こうした懇談会を今後も引き続き開催し、活発な意見交換を通じ相互の認識を一層深めていきたい旨を双方にて合意いたしました。

本懇談会への出席者は以下のとおりです。

※敬称略

(民主党側)

[衆議院議員]

川内博史(衆議院国土交通委員長)鹿児島1区、中川 治(衆議院国土交通委員会委員、決算行政監視委員会理事)大阪18区、辻惠(民主党副幹事長、消費者問題特別委員会筆頭理事)大阪17区、若井康彦(技術士・都市設計プランナー、国土交通委員会委員)千葉13区、萩原 仁(民主党大阪府第2区総支部長)大阪2区

[参議院議員]

前田武志(民主党常任幹事会議長)比例区、室井邦彦(民主党組織委員長代理、参議院国土交通委員会理事)比例区、藤田幸久(民主党国際局長)茨城選挙区

[その他]

民主党事務局(企業団体対策委員会)

(日事連側)

三栖日事連会長、山本副会長兼政研会長、
外木場副会長兼政研幹事長、鈴木副会長兼政研会計責任者、
山崎副会長兼政研幹事、事務局

■民主党に政策要望を行った

民主党側からは、前田議員との政策協定に重ね、それを裏打ちする形で党本部に対しても政策要望を提出してはどうかとの提案があり、これに沿う形で、先の前田議員との政策協定の内容をベースとした政策要望書を臨時役員会の承認を経て、去る5月28日(金)に、山本日事政研会長と外木場幹事長、そして三栖日事連会長で、前田議員立ち会いの下、民主党の佐藤公治副幹事長と面談し、政策要望書等を提出し理解を求めました。

これにより、前田議員個人との政策協定だけでなく、民主党本部に対し、正式に政策要望を行った形となり、今後の国交省政務三役との協議の場の設定や、議員連盟の設立等も視野に入れ、活動の一層の推進を図っていくための契機となった。

日事政研は、このように、これまでの間、民主党との関係構築の推進に努め、日事政研としての要望の実現に向けた諸活動に取り組んでいます。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

6月17日 総会、全国会長会議、常任理事会、
臨時理事会(お休み)

21日 五会会長会議

25日 事務局連絡会議(八重洲富士屋ビル)

30日 景観・まちづくり特別委員会

7月 8日 正副会長会議、常任理事会

■5月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年5月1日～5月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	624	- 1	5,307	11.8	214	+ 1	34.3
青 森	161	+ 16	1,166	13.8	30		18.6
岩 手	255		1,238	20.6	57		22.4
宮 城	281	+ 4	2,516	11.2	53		18.9
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	195		1,972	9.9	48	+ 1	24.6
茨 城	501		2,687	18.6	133		26.5
栃 木	173		1,706	10.1	90	- 1	52.0
群 馬	175		2,203	7.9	91		52.0
埼 玉	575		5,990	9.6	103		17.9
千 葉	407		4,248	9.6	95	- 1	23.3
東 京	1,399		17,783	7.9	352	+ 2	25.2
神奈川	789	- 2	7,093	11.1	150	+ 1	19.0
新 潟	280		2,827	9.9	103	+ 1	36.8
長 野	516	- 3	2,690	19.2	115	- 1	22.3
山 梨	112	- 2	1,008	11.1	12		10.7
富 山	291		1,498	19.4	54		18.6
石 川	262		1,345	19.5	51		19.5
福 井	273		1,158	23.6	59		21.6
静 岡	572		3,834	14.9	133		23.3
愛 知	612	- 4	5,849	10.5	130		21.2
三 重	180		1,596	11.3	63		35.0
滋 賀	200		1,413	14.2	37	+ 1	18.5
京 都	270		2,546	10.6	78		28.9
大 阪	1,005		7,489	13.4	172	- 1	17.1
兵 庫	503		4,388	11.5	121		24.1
奈 良	120		1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	74		609	12.2	42		56.8
島 根	151	- 3	845	17.9	63	+ 1	41.7
岡 山	450		1,807	24.9	57		12.7
広 島	384		2,852	13.5	114	- 1	29.7
山 口	116		1,500	7.7	36	- 1	31.0
徳 島	104		1,110	9.4	13		12.5
香 川	101		1,424	7.1	16	- 1	15.8
愛 媛	126		1,456	8.7	23		18.3
高 知	148		842	17.6	16		10.8
福 岡	509	- 2	4,808	10.6	134	- 2	26.3
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	234		1,057	22.1	41		17.5
熊 本	227		1,733	13.1	79	- 1	34.8
大 分	203	- 4	1,213	16.7	35	- 2	17.2
宮 崎	135		1,395	9.7	66		48.9
鹿児島	320		1,521	21.0	75		23.4
沖 縄	186		1,417	13.1	44		23.7
計	14,852	- 1	122,804	12.1	3,563	- 4	24.0

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。